

令和 8 年 1 月 15 日

倉吉市長 広田 一恭 様

倉吉市廃棄物減量等推進審議会
会 長 田中 響



可燃ごみ処理手数料の改定について（答申）

令和 7 年 10 月 20 日付倉環境第 455 号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、結論を得たので次のとおり答申します。

記

1 可燃ごみ処理手数料の改定について

（1）ごみ処理手数料は次のとおりとします。

指定ごみ袋	ごみ処理手数料（新）	ごみ処理手数料（現行）
大袋（40ℓ）	55 円	31 円
中袋（20ℓ）旧小袋	27 円	21 円
小袋（10ℓ）新規	14 円	—

（2）ごみ処理手数料の算定期間は令和 8 年度から令和 12 年度までとする。

（理由）

可燃ごみの排出抑制を目的として指定ごみ袋を有料化しているにもかかわらず、有料化開始（平成 17 年）から 5 年間は排出量が減少したものの、その後は増加に転じています。こうした状況から指定ごみ袋の有料化による排出抑制効果は薄れてきていると考えられます。

また、ごみ処理施設の運営に必要な人件費や物価の高騰、施設整備費（メンテナンス費用）の上昇により、ごみ処理費用が急増しているため、ごみ排出者がその増加分の一部を負担することが避けられないと考えられます。

さらに、指定ごみ袋の料金については、消費税率の改定を除けば平成 17 年の合併以降、一度も見直しがされていません。

これらの状況を鑑みて、ごみ処理手数料を改定することは適当であると考えます。

併せて、ごみの排出量が少ない世帯の状況を考慮し、現在の小袋よりも小さな袋を新たに導入する必要があると考えます。

指定ごみ袋料金の設定にあたっては、今後開始が予定されているプラスチックごみの分別回収により、可燃ごみの排出量が減少していくことに伴う指定ごみ袋の使用枚数の減少が想定されるため、排出者にとって過大な負担にはつながりにくいこと、また、排出量に応じた負担の公平性を確保するために、ごみ処理経費に対する受益者負担率を設定し、それをもとに大、中、小の各袋の料金を設定することが望まれることから、県内他市町も含め、多くの自治体で採用されているごみ袋1枚あたりの受益者負担率10%を適用するものです。

2 付帯意見

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

ごみ処理手数料の改定を契機として、一層のごみの減量化・再資源化の推進に努めること。

(2) ごみ処理手数料の算定期間

ごみ処理手数料の改定については、ごみ減量の状況や社会情勢等の変化に対応するため5年を目途に定期的な見直しを検討すること。

(3) 周知・広報について

ごみ処理手数料の改定については、消費税率の改定を除けば、平成17年以来初めての見直しとなります。このため、料金改定の必要性や今後の取り組み方針について、市民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧でわかりやすい説明に努めること。

倉吉市廃棄物減量等推進審議会の経過について

	開催日時・場所	会議内容
第1回	令和7年10月20日（月） 午前10時～午前11時20分 倉吉市役所 大会議室	（1）可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の見直しについて
第2回	令和7年11月27日（木） 午前10時～午前11時30分 倉吉市役所第2庁舎 201 会議室	（1）可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の見直しについて
第3回	令和8年1月15日（木） 午前10時～午前10時20分 倉吉市役所 大会議室	（1）答申（案）について

倉吉市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	団体名（役職名）
学識経験者	◎田中 響	学校法人藤田学院 鳥取看護大学 (看護学部 看護学科 教授)
各種団体・事業所の代表者	○林 昭富	倉吉市自治公民館連合会（常任委員）
各種団体・事業所の代表者	福井 靖子	とっとり県消費者の会（会長）
各種団体・事業所の代表者	陰山 喜代美	倉吉市食生活改善推進員連絡協議会 (副会長)
各種団体・事業所の代表者	大月 悦子	倉吉男女共同参画推進会議（会長）
各種団体・事業所の代表者	太田 良子	倉吉市老人クラブ連合会
各種団体・事業所の代表者	向井 恵美子	倉吉商工会議所女性会（副会長）
各種団体・事業所の代表者	富田 充信	鳥取県中部清掃事業協同組合（理事）
各種団体・事業所の代表者	秋山 武一	倉吉資源リサイクル事業協同組合 (副理事長)
各種団体・事業所の代表者	上田 智幸	鳥取中部ふるさと広域連合 (環境福祉課 課長)

10名

◎会長 ○副会長